埼玉県新型インフルエンザ等対策本部要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「法」という。)第26条の規定に基づく埼玉県新型インフルエンザ等対策本部条例(平成25年埼玉県条例第18号)で定める埼玉県新型インフルエンザ等対策本部(以下「本部」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職員の責務)

- 第2条 埼玉県の全ての職員は、県民の生命及び健康を保護し、並びに県民生活及び県民経済 に及ぼす影響が最小となるようにするため、本部の活動に尽力しなければならない。
- 第2章 埼玉県新型インフルエンザ等対策本部

(設置及び廃止)

- 第3条 本部は、法第15条第1項の規定により内閣に新型インフルエンザ等対策本部(以下「政府対策本部」という。)が設置されたときに設置するものとする。
- 2 本部は、法第21条第1項の規定により政府対策本部が廃止されたときに廃止するものとする。

(本部長等)

- 第4条 本部に、次の各号に掲げる職員を置き、当該各号に定める者をもって充てる。
 - (1) 新型インフルエンザ等対策本部長(以下「本部長」という。) 知事
 - (2) 新型インフルエンザ等対策副本部長(以下「副本部長」という。)副知事
 - (3) 新型インフルエンザ等対策本部員(以下「本部員」という。) 公営企業管理者、下水 道事業管理者、教育長、副教育長、警察本部長、知事室長、埼玉県部設置条例(昭和28 年条例第1号)に規定する部の長、会計管理者、議会事務局長、監査事務局長、人事委員 会事務局長及び労働委員会事務局長
 - (4) 新型インフルエンザ等対策副本部員(以下「副本部員」という。) (3)を除く各部局の 部長級又は副部長級職員
 - (5) 新型インフルエンザ等対策本部連絡員(以下「本部連絡員」という。) 本部員が指名した者

(本部会議)

- 第5条 本部長は、新型インフルエンザ等対策(法第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。)を総合的に推進するため、必要に応じ、本部会議を招集し、主宰する。
- 2 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、本 部長の職務を代理する。この場合において、副本部長が2人以上あるときは、あらかじめ本 部長が定めた順序で、その職務を代理する。
- 4 副本部員は、本部員を補佐し、本部員に事故があるとき、又は本部員が欠けたときは、本部員の職務を代理する。
- 5 本部長は、本部員又は副本部員以外の者を本部会議に出席させ、意見を求めることができる。
- 6 本部連絡員は、本部員の指示を受け、各部との連絡調整に当たるものとする。

第3章 部

(部の組織及び職制)

- 第6条 本部に、新型インフルエンザ等対策を実施するため、別表第1の部を置き、同表に掲 げる業務を分担する。
- 2 部(応援部を除く。)に部長、副部長を置き、それぞれ別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 部長は、部の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 4 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるとき、又は部長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 各部には、業務ごとに班を置く。班には班長を置き、班長は、所属職員を指揮監督し、班 の業務を遂行する。

(各部の構成)

- 第7条 本庁の課及び地域機関は、平常時の部局の長が属する別表第1の部に属することとする。
- 2 各地域機関の長は、前項に基づき、新型インフルエンザ等対策その他必要な業務を実施する。

(情報の収集)

第8条 部長は、新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するため、部の業務に関し必要な情報の収集に努めるものとする。

(応援の要請)

第9条 部長は、各部の所属職員をもって十分な新型インフルエンザ等対策を実施できないと きは、本部長に応援を求めることができる。

(職員の派遣)

- 第10条 本部長は、新型インフルエンザ等対策を円滑に実施するため、別表第1に規定する 各部から前条の応援を要請した部に対して職員を派遣することができる。
- 2 前項の職員の派遣元は別表第1に規定する応援部を中心とし、必要に応じて柔軟かつ機動 的に対応するものとする。

(部の運営)

第11条 部の運営に関し必要な事項は、各部長が別に定める。

第4章 雑則

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、埼玉県新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な 事項は、別に定める。

附則

この要綱は、埼玉県新型インフルエンザ等対策本部条例の施行の日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年10月16日から施行する。

別表第1 (第6条関係)

部の組織及び職制

本部長	本部の統括
副本部長	本部長の補佐
	本部長の職務の代理

部名	部長	副部長	主な分担事務
統括部	危機管理	危機管理防災	エなガビザの 1 本部の設置・運営に関すること
小儿1日日		1	
	防災部長	部埼玉版FE	2 国からの指示及び国への要請並びに連絡調整に関す
		MA推進幹	ること※
		危機管理防災	3 他の都道府県への要請及び連絡調整に関すること**
		部副部長 報道長	4 市町村への指示及び要請並びに連絡調整に関するこ と*
			5 指定公共機関、指定地方公共機関への要請及び連絡調
			整に関すること**
			6 報道発表及び県の広報戦略に関すること
			7 部間等の新型インフルエンザ等まん延防止等重点措
			置並びに新型インフルエンザ等緊急事態措置の調整に
			関すること
			8 不要不急の外出自粛の要請に関すること
			9 多数の者が利用する施設(興行場等)の使用制限・停
			止又は催物の開催制限・停止の要請等に関すること
			10 事業者の営業時間の変更や休業要請等に関すること
			※印:保健医療部が実施する医療上の業務に関すること、
			又は医療関係事業者に関することを除く。
保健医	保健医療	保健医療部参	1 統括部の分担事務で※印のあるもののうち、医療上の
療部	部長	事	業務に関すること又は医療関係事業者に関すること
		保健医療部	2 専門家会議・対策推進会議等に関すること
		健康政策局長	3 医療関係団体との連絡調整に関すること
		保健医療部	4 新型インフルエンザ等に関する情報の収集・分析に関
		医療政策局長	すること
		保健医療部	5 サーベイランスの実施に関すること
		食品衛生安全	6 コールセンター等の相談窓口に関すること
		局長	7 医療措置協定等に基づく要請に関すること
			8 病床確保に関すること
			9 専用医療施設・臨時の医療施設に関すること
			10 入院調整・患者搬送に関すること
			11 宿泊療養施設に関すること
			12 自宅療養者に対する健康観察及び生活支援に関する
			こと
			13 検査体制に関すること
			14 クラスター対策・疫学調査に関すること
			15 オンライン受診・服薬指導の促進に関すること
			16 埋火葬の調整に関すること
			17 感染症対策物資等(医薬品、医療機器、個人防護具、

部名	部長	副部長	主な分担事務
企画財政部	企画財政部長	企画財政部 政策・財務局長 企画財政部	消毒液等)の確保・供給に関すること 18 特定物資の売渡しの要請等(法第55条)に関すること 20 緊急物資の運送・配送に関すること 20 予防接種に関すること 21 人獣共通感染症対策(愛玩動物の感染対策、動物取扱 業者への周知・情報共有)に関すること 22 その他感染症法に基づく措置及び医療提供体制の確 保等に関すること 1 国への要望に関すること 2 全国知事会、関東地方知事会等に関すること 3 新型インフルエンザ等対策予算に関すること
		行政・デジタ ル改革局長 企画財政部 地域経営局長	4 市町村からの要望の窓口に関すること
総務部	総務部長	総務部 人財政策局長 総務部 税務局長 総務部 契約局長	1 職員の健康等に関すること 2 職員の勤務体制に関すること 3 庁内で応援要請があった際の職員の派遣に関すること 4 私立学校の新型インフルエンザ等対策に関すること 5 庁舎における感染防止対策に関すること 6 県有施設における感染防止対策の総括に関すること 7 税の徴収猶予・減免措置に関すること
県民生活部	県民生活 部長	県民生活部 県民スポーツ 文化局長 県民生活部 県民共生局長	1 県の広報戦略に基づく情報発信の実施及び庁内調整に関すること 2 海外渡航者への注意喚起及び情報提供に関すること 3 外国人住民への注意喚起及び情報提供に関すること 4 生活関連物資等の価格の安定措置に関すること 5 生活関連物資等の買占め及び売惜しみ対策に関すること 6 生活関連物資等の安定供給に係る県民等への呼び掛けに関すること
環境部	環境部長	環境部副部長 環境部 環境未来局長	1 人獣共通感染症対策(野生生物の感染対策、関係者への周知・情報共有)に関すること
福祉部	福祉部長	福祉部副部長 福祉部 地域包括ケア 局長 福祉部 こども政策局長	1 社会福祉施設等の新型インフルエンザ等対策に関すること 2 福祉サービス(高齢者、障害者、こども)の業務継続支援に関すること 3 生活困窮者の支援に関すること 4 罹患ケアラー(家族介護者等)対策に関すること 5 インターネットカフェ等利用者の避難先の確保に関すること

部名	部長	副部長	主な分担事務
産業労	産業労働	産業労働部	1 県内事業者の支援に関すること
働部	部長	産業政策局長	2 雇用対策に関すること
		産業労働部	3 商店街・商工団体等への支援に関すること
		地域経済・観	4 県内の事業所や職場における感染防止対策等の周知
		光局長	に関すること
		産業労働部	
		雇用労働局長	
農林部	農林部長	農林部副部長	1 人獣共通感染症対策(家畜・家きんの感染対策、畜産
		食品衛生安全	農家等関係者への周知・情報共有)に関すること
		局長	2 農林水産業者の支援に関すること
教育部	副教育長	教育総務部長	1 県立学校における感染防止対策に関すること
		県立学校部長	2 学校教育活動の制限に関すること
		市町村支援部長	3 県立学校の臨時休業等に関すること
			4 教育及び学びの継続に関すること
			5 児童生徒・教職員に対する感染防止対策等の周知に関
			すること
			6 市町村教育委員会との連携に関すること
議会部	議会事務	議会事務局	1 議会に関すること
	局長	副事務局長	
警察本部	警察本部長	(部長が別に	1 犯罪の予防・取締りに関すること
		定める。)	
応援部		県土整備部長	1 他の部の応援に関すること
		都市整備部長	(職員の応援体制は総務部が調整する。)
		会計管理者	
		企業局長	
		下水道局長	
		監査事務局長	
		人事委員会事	
		務局長	
		労働委員会事	
☆ ☆ □ Ⅱ.	夕 切 戸	務局長	
各部共	各部長	各副部長	1 部長、副部長が所属する県庁各部局の所管する県有施
通			設における感染防止対策に関すること
			2 その他部長、副部長が所属する県庁各部局等の所掌す
20.1 44144	hr - \0/150 - 1	 	る事務に関すること 医療上の業務に関すること 又は医療関係事業者に関する

注)統括部の※印の分担業務のうち、医療上の業務に関すること、又は医療関係事業者に関することを保健医療部が実施したときは、保健医療部は、遅滞なく統括部へ報告し、緊密な連携を図るものとする。